

令和2年度 【矢掛町独自事業】
新型コロナウイルス感染症対策
「新生児特別定額給付金」のご案内



矢掛町では、新生児の子育て家庭が、新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛や医療機関等への受診自粛等により経済的・心身的に負担が増加していることに加え、国の緊急経済対策特別定額給付金が対象外となる新生児を養育していることを踏まえ、**令和2年度生まれ（4月28日以降生まれ）の新生児を養育する子育て家庭を対象**に、子育てや生活を支援するため、給付金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、**申請が必要**です。

※別添の矢掛町新型コロナウイルス感染症「新生児特別定額給付金」申請書を提出してください。

1. だれがもらえるの？（対象者）

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、かつ、出生時に矢掛町に住民票がある新生児が対象です。
申請者は、新生児と同じ住所の保護者（父又は母）になります。

2. いくらもらえるの？（支給額）

対象新生児一人あたり、10万円です。

3. いつまでに、どこへ申請したらもらえるの？

対象新生児の保護者の方には、申請書を送付（又は窓口でお渡し）します。

申請期限：**新生児出生日から2カ月以内** 又は 令和3年3月31日の
いずれか早い日までとし、期限を経過した場合は受給できません。

申請先：**矢掛町役場保健福祉課子育て支援室** 〒714-1297 矢掛町矢掛3018
(お手数ですが、郵送又はご持参ください。)

支給時期：申請書提出後約2カ月内で順次支給します。

4. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

申請書に記入された申請者名義の口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※振込にあたっては、申請書の裏側に申請者の「本人確認書類」及び「振込口座等が分かる書類」の写し（コピー）が貼付されていることが必要です。

※指定された口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、支給されませんので、必ず確認をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

★申請が必要です。

矢掛町

①支援金のご案内（この文書）を送付（又はお渡し）します。

②別添の申請書を提出してください。

※受給不要（拒否）の場合は、申請書の給付対象者欄に☐不要としてください。

③受給希望の方は、申請内容を審査し、指定口座へ振り込みます。

対象となる
新生児を
養育する
保護者

こんなときはどうなるの？

Q. 申請後、すぐに矢掛町外へ転出した場合、新生児特別定額給付金は支給されるのですか？

A. 支給決定までに転出された場合は、受給資格を失います。

申請書提出先 郵送又はご持参ください。

〒714-1297 矢掛町矢掛3018
矢掛町役場 保健福祉課子育て支援室
電話：0866-82-1013

「新生児特別定額給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに矢掛町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに矢掛町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。